

重 要 事 項 説 明 書

株式会社 Rest Life が設置する訪問看護ステーション きづき(以下「事業所」という。)は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業(以下「サービス」という。)を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項をご説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法 人 名 株式会社 Rest Life
- (2) 所 在 地 〒761-0302 香川県高松市上林町 541 番地 3
- (3) T E L 087-889-4747
- (4) F A X 087-889-4748
- (5) 代 表 者 代表取締役 安樂 剛
- (6) 設立年月日 令和 2 年 11 月 6 日

2. 事業所の概要

- (1) 事 業 所 名 訪問看護ステーションきづき
- (2) 所 在 地 〒761-0302 香川県高松市上林町 541 番地 3
- (3) T E L 087-889-4747
- (4) F A X 087-889-4748
- (5) 管 理 者 岡本 三奈
- (6) 事業所番号 3760190847(令和 3 年 2 月 1 日 指定)

3. 運営方針

- (1) 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- (2) 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業の運営

株式会社 Rest Life が開設する訪問看護ステーションきづきが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 年中無休
- (2) 営業時間 9 時 00 分から 18 時 00 分
- (3) その他、常時 24 時間、電話等により連絡可能な体制とします。

6. 通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は、香川県全域(離島除く)

7. 従事者の職種・員数及び職務の内容(人員基準常勤換算 2.5 名以上)

- (1) 管理者:1 名(看護師兼務)

従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。

(2)看護師:13名

事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、(介護予防)訪問看護計画書及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。

(3)准看護師:1名

指示書に基づき訪問看護を行います。

(4)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士:1名以上(雇用予定)

指示書に基づき、運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行います。

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	常勤兼務の者は看護職員と兼務
看護職員	看護師	5名	1名	7名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師	1名	—	—	—	
理学療法士		—	—	—	—	
作業療法士		—	—	—	—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		1名	—	—	2名	

8. サービスの内容

(1)医師の指示による医療処置

・主治医の指示に基づく医療処置

(2)病状の観察

・病気や障害の状態を観察・助言
・血圧、体温、脈拍などのチェック

(3)リハビリテーション

・運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーション

(4)認知症の対応

・認知症状に対するリハビリテーションを含めた対応・相談・援助

(5)医療機器の操作援助・管理

・在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、マーケンチューブ、ストーマ等の管理

(6)服薬指導

・服薬についての指導・相談

(7)褥創の予防・処置

・褥創部の処置

・体位変換等の指導

(8)ターミナルケア

・痛みの指導

・療養環境の調整

・本人、家族の精神的支援

(9)生活指導(相談・援助)

(10)家族指導(相談・援助)

9. 利用料及びその他の費用の額

(1)(介護予防)訪問看護計画書及び報告書の作成により、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとします。

(2)サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算し支払っていただきます。

なお、医療保険の場合は、診療報酬の額によります。

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度またはIII度のものに限る)をいう)・多系統萎縮症(線条体黒質変性症・オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)・プリオント病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

- (3)その他、処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収します。
- (4)前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。
- (5)サービスの提供の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に説明したうえで、支払いに同意する旨の説明をするものとする。
- (6)費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者またはその家族に対し、事前に理由及び内容を説明するものとする。
 - 1.事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
 - 2.利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、相互に取り交わします。
 - 3.利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

訪問看護料金【介護保険】

(保険単位と基本利用料)

*利用額の計算方法

地域区分単価 1単位=10.21円(地域区分7級地)

報酬単位×地域区分単価(10.21円)=A(小数点以下切り捨て)

A×0.9(1割負担の場合)=B(負担割合が2割の方は0.8/3割の方は0.7)

A-B=利用者負担

<要介護> 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

*日中(8時~18時)の場合

サービス内容		項目(1回あたり)	単位数	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	訪問看護Ⅰ1	20分未満	314単位	321円	642円	963円
	訪問看護Ⅰ2	30分未満	471単位	481円	962円	1,443円
	訪問看護Ⅰ3	30分以上60分未満	823単位	840円	1,680円	2,520円
	訪問看護Ⅰ4	60分以上90分未満	1,128単位	1,152円	2,304円	3,456円
理学療法士等による訪問	訪問看護Ⅰ5	20分 ^{※2}	294単位	300円	600円	900円
		40分 ^{※3}	588単位	600円	1,200円	1,800円
	訪問看護Ⅰ5・2超	60分 ^{※4}	795単位	812円	1,624円	2,436円

*夜間(18時~22時)・早朝(6時~8時)の場合(25%加算)

サービス内容		項目(1回あたり)	単位数	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	訪問看護Ⅰ1	20分未満	393単位	401円	802円	1,203円
	訪問看護Ⅰ2	30分未満	589単位	601円	1,202円	1,803円
	訪問看護Ⅰ3	30分以上60分未満	1,029単位	1,051円	2,102円	3,153円
	訪問看護Ⅰ4	60分以上90分未満	1,410単位	1,440円	2,880円	4,320円
理学療法士等による訪問	訪問看護Ⅰ5	20分 ^{※2}	368単位	376円	752円	1,128円
		40分 ^{※3}	730単位	745円	1,490円	2,235円
	訪問看護Ⅰ5・2超	60分 ^{※4}	994単位	1,015円	2,030円	3,045円

*深夜(22時~翌朝6時)の場合(50%加算)

サービス内容		項目(1回あたり)	単位数	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	訪問看護Ⅰ1	20分未満	471単位	481円	962円	1,443円
	訪問看護Ⅰ2	30分未満	707単位	722円	1,444円	2,166円
	訪問看護Ⅰ3	30分以上60分未満	1,235単位	1,261円	2,522円	3,783円
	訪問看護Ⅰ4	60分以上90分未満	1,692単位	1,728円	3,456円	5,184円
理学療法士等による訪問	訪問看護Ⅰ5	20分 ^{※2}	441単位	450円	900円	1,350円
		40分 ^{※3}	882単位	901円	1,802円	2,703円
	訪問看護Ⅰ5・2超	60分 ^{※4}	1,188単位	1,213円	2,426円	3,639円

※1 准看護師が訪問する場合は、所定単位数の100分の90で計算

※2 20分以上を1回とし、週6回が限度

※3 20分の所定単位数×2で計算

※4 20分の所定単位数×0.9×3で計算(90%の減算)

<要支援> 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

*日中(8時～18時)の場合

サービス内容	項目(1回あたり)	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	訪問看護 I 1	20分未満	314単位	321円	642円
	訪問看護 I 2	30分未満	471単位	481円	962円
	訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823単位	840円	1,680円
	訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128単位	1,152円	2,304円
理学療法士等による訪問	訪問看護 I 5	20分 ^{※2}	294単位	300円	600円
		40分 ^{※3}	588単位	600円	1,200円
	訪問看護 I 5・2超	60分 ^{※4}	795単位	812円	1,624円

*夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)の場合(25%加算)

サービス内容	項目(1回あたり)	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	訪問看護 I 1	20分未満	393単位	401円	802円
	訪問看護 I 2	30分未満	589単位	601円	1,202円
	訪問看護 I 3	30分以上60分未満	1,029単位	1,051円	2,102円
	訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,410単位	1,440円	2,880円
理学療法士等による訪問	訪問看護 I 5	20分 ^{※2}	368単位	376円	752円
		40分 ^{※3}	730単位	745円	1,490円
	訪問看護 I 5・2超	60分 ^{※4}	994単位	1,015円	2,030円

*深夜(22時～翌朝6時)の場合(50%加算)

サービス内容	項目(1回あたり)	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	訪問看護 I 1	20分未満	471単位	481円	962円
	訪問看護 I 2	30分未満	707単位	722円	1,444円
	訪問看護 I 3	30分以上60分未満	1,235単位	1,261円	2,522円
	訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,692単位	1,728円	3,456円
理学療法士等による訪問	訪問看護 I 5	20分 ^{※2}	441単位	450円	900円
		40分 ^{※3}	882単位	901円	1,802円
	訪問看護 I 5・2超	60分 ^{※4}	1,188単位	1,213円	2,426円

※1 准看護師が訪問する場合は、所定単位数の100分の90で計算

※2 20分以上を1回とし、週6回が限度

※3 20分の所定単位数×2で計算

※4 20分の所定単位数×0.9×3で計算(90%の減算)

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護>

サービス内容		単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問 ^{※1}	基本サービス費 要介護1～4	2,961単位/月	3,023円	6,046円	9,069円
	基本サービス費 要介護5	3,761単位/月	3,840円	7,680円	11,520円

月の途中で契約開始・契約終了となった場合や一時的にショートステイを利用した場合は利用額が日割りになります。

※1 准看護師が訪問する場合は、所定単位数の100分の90で計算

【 加 算 】

サービス内容			利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急時 訪問看護加算Ⅰ ・ 予防緊急時 訪問看護加算Ⅰ	24時間連絡体制にあって利用者及び家族等に下記の説明を行い同意を得た上で必要に応じて緊急時に訪問を行う体制にある場合 ア 保健師又は看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されている イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されている ウ 当該訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにする エ 保健師又は看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録する	600 単位 ／月	613 円	1,226 円	1,839 円
訪問看護 特別管理加算Ⅰ ・ 予防訪問看護 特別管理加算Ⅰ	下記のいずれかに該当する利用者に計画的な管理を行った場合 ・在宅麻薬等注射、在宅腫瘍化学療法注射、在宅強心剤持続投与、在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している	500 単位 ／月	511 円	1,022 円	1,533 円
訪問看護 特別管理加算Ⅱ ・ 予防訪問看護 特別管理加算Ⅱ	下記のいずれかに該当する利用者に計画的な管理を行った場合 ・在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿、在宅持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門、人工膀胱の設置 ・真皮を越える褥瘡 ・週3日以上の点滴注射が必要な状態	250 単位 ／月	256 円	512 円	768 円
訪問看護初回加算Ⅰ ・ 予防訪問看護 初回加算Ⅰ	病院、診療所等から退院または退所した日に(介護予防)訪問看護事業所の看護師が初回の(介護予防)訪問看護を行った場合	350 単位 ／初回	358 円	716 円	1,074 円
訪問看護初回加算Ⅱ ・ 予防訪問看護 初回加算Ⅱ	新たにサービスを受ける場合 ※ただし、過去2ヶ月間、当事業所からのサービスを受けておらず、新たに(介護予防)訪問看護計画書を作成した場合	300 単位 ／初回	307 円	614 円	921 円
訪問看護退院時 共同指導加算 ・ 予防訪問看護退院時 共同指導加算	退院または退所するに当たり、主治医その他の職員と共に、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を提供した後に初回の(介護予防)訪問看護を行った場合 ※ただし、特別な管理(上記特別管理加算参照)を必要とする場合は2回	600 単位 ／1回	613 円	1,226 円	1,839 円
特別訪問看護 指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	-97 単位 ／1回			
訪問看護 ターミナルケア加算	亡くなった日を含め14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500 単位 ／死亡月	2,553 円	5,106 円	7,659 円

サービス内容			利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 同一建物減算 1 ・ 予防訪問看護 同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行い、同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	通常の訪問看護費から 10%減算／ 月			
訪問看護 同一建物減算 2 ・ 予防訪問看護 同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行い、同一敷地内建物等の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	通常の訪問看護費から 15%減算／ 月			
複数名 訪問看護加算 I	複数の看護師等がサービスを行った場合	30 分未満	254 単位 ／1回	260 円	520 円
		30 分以上	402 単位 ／1回	411 円	822 円
複数名 訪問看護加算 II	看護師等と看護補助者がサービスを行った場合	30 分未満	201 単位 ／1回	206 円	412 円
		30 分以上	317 単位 ／1回	324 円	648 円

訪問看護料金【医療保険】

<月の初日>

負担割合	基本療養費	+	管理療養費	=	自己負担額
1割	555 円	+	767円	=	1,322円
2割	1,110 円	+	1,534円	=	2,644円
3割	1,665 円	+	2,301円	=	3,966円

<月の2日目以降1日につき>

負担割合※1	基本療養費	+	管理療養費	=	自己負担額
週3日目 まで	1割	555円	+	300円	= 855円
	2割	1,110円	+	600円	= 1,710円
	3割	1,665円	+	900円	= 2,565円
週4日目 以降	1割	655円	+	300円	= 955円
	2割	1,310円	+	600円	= 1,910円
	3割	1,965円	+	900円	= 2,865円

※1:医療保険による訪問は原則1回／日・3回／週までです。

ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上の訪問が可能です。

※2:事業所と同一建物の利用者等にサービスを行い、同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者3人以上にサービスを行う場合、所定単位数の10%減算になります。

【負担金の割合】

国民健康保険 社会保険	一般被保険者(国保)	3割	高齢受給者 (70歳～75歳)	一般	1割
	退職被保険者※1(国保)				2割
	本人・家族(社保)			現役並み所得者	3割
後期高齢者医療制度(75歳以上)	義務教育就学前	2割		一般	1割
				現役並み所得者	3割

※1:退職者医療制度は平成26年度末に廃止されますが、平成27年度以降それまでの退職者被保険者が65歳になるまでは退職者医療制度の対象となります。

【 加 算 】

項 目	サービス内容	自己負担額	
		1 割	
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合に算定	2回／日 ----- 3回 以上 / 日	450円 ----- 800円
		月14日目まで ----- 月15日目以降	265円 ----- 200円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合に、週1日(15 歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)を限度として算定	520円	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、1日につき算定	130円	
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師・PT等(1回／週) ----- 准看護師(1回／週) ----- 看護補助者(3回／週)	450円 ----- 380円 ----- 300円
		午前 6 時～午前 8 時・午後 6 時～午後 10 時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	210円
深夜訪問看護加算	午後 10 時～午前 6 時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	420円	
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定	652円	
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けて いる ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している ----- ・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療 法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸 療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けて いる ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥創 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している	500円 ----- 250円
		在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定	800円
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定	200円	
退院支援指導加算	退院日在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定	600円	
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	300円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定	200円	
情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定	150円	
ターミナルケア療養費	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	2,500円	

緊急時訪問看護サービス同意書

緊急時訪問看護サービスは、利用者又はその家族等に対して 24 時間緊急連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつてない緊急時訪問を必要に応じて行います。

< 介護保険 >

緊急時訪問を行つた場合、毎月の緊急時訪問看護加算の他にサービスの提供時間に応じた利用料が必要です。また、1月以内の 2 回目以降の緊急訪問について、早朝・夜間・深夜帯においては、各時間帯に応じた加算が算定されます。

< 医療保険 >

緊急時訪問を行つた場合、サービスの提供時間に応じた利用料が必要です。

また、早朝・夜間・深夜帯においては、各時間帯に応じた加算が算定されます。

上記内容の説明を受け、緊急時訪問看護サービスの利用に同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

利 用 者 氏 名

印

家 族 住 所

家 族 氏 名

印

利 用 者 と の 続 柄

10. 支払方法

毎月、前月分を 15 日までに請求します。支払方法を選択していただき、口座引落または銀行振込にて末日までにお支払い下さい。

11. 衛生管理及び従事者の健康管理等

- (1)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- (2)事業所は看護職員等に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとします。

12. サービス利用にあたっての留意事項

- (1)利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。
- (2)体調に異変があった場合は、速やかに申し出て下さい。

13. 緊急時等における対応方法

- (1)サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2)利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

14. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。

15. 虐待防止に関する事項

- (1)事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他、虐待防止のために必要な措置
- (2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16. 苦情処理

- (1)サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。
【常設窓口】TEL:087-889-4747 FAX:087-889-4748
【受付時間】9:00 ~ 18:00
【担当者】所長(管理者) 岡本 三奈
- (2)事業所は提供したサービスに関し、介護保険法 第 23 条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3)事業所は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (4)介護保険では、サービス等についての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられておりサービス事業者・居宅介護支援事業者・市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行っています。苦情・相談等がある場合には、次の各自治体の窓口にご連絡ください。

国保連合会

香川県国民健康保険団体連合会	
住所	高松市福岡町二丁目 3-2 香川県自治会館
担当課	介護保険課
電話番号	087-822-7453

市町介護保険担当窓口

団体名	所属名	電話番号	FAX 番号
高松市	介護保険課	087-839-2326	087-839-2337
丸亀市	高齢者支援課	0877-24-8807	0877-24-8914
坂出市	かいご課	0877-44-5090	0877-44-5028
善通寺市	高齢者課	0877-63-6331	0877-63-6394
観音寺市	高齢介護課	0875-23-3968	0875-23-3993
さぬき市	長寿介護課	0879-26-9904	0879-26-9948
東かがわ市	長寿保健課	0879-26-1360	0879-26-1361
三豊市	介護保険課	0875-73-3017	0875-73-3023
三木町	福祉介護課	087-891-3304	087-898-1994
宇多津町	保健福祉課	0877-49-8003	0877-49-8026
綾川町	健康福祉課	087-876-1113	087-876-3120
琴平町	住民福祉課	0877-75-6706	0877-75-6721
多度津町	高齢者保険課	0877-33-4488	0877-33-2550
まんのう町	福祉保険課	0877-73-0125	0877-73-0127

17. 損害賠償

(1) 損害賠償責任

- ①事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。個人情報保護に関する同意書に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じじうことができるものとします。
- ②事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(2) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及び看護職員等の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(3) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

18. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

- (1)(介護予防)訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します(居宅サービス計画書の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい)。
- (2)利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- (3)事業所の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。
- (4)利用者及び家族等が暴力・暴言・セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為、不当あるいは過度の要求、サービス提供が継続できないような行為
- (5)利用者が利用料金の支払いを 2 ヶ月以上延滞し、督促後も 10 日以内に支払われない場合又は利用者が正当な事由がなく再三サービスの中止を繰り返した場合、ならびに利用者やその家族等が事業所の職員等に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより契約を解約して終了することができます。

19. その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、介護職員等の資質向上のために研修の機会を、次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証・整備を行います。
- ①採用時研修 採用後 3か月以内
②継続研修 年 6回
- (2) 事業所は、以下のサービスに関する記録を整備し、「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」に準じて、その完結の日から 5年間保存するものとします。
- ①主治医による指示の文書(第 69 条 第 2 項 及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第 77 条 第 2 項)
②訪問看護計画書
③訪問看護報告書
④提供した具体的なサービスの内容等の記録(第 19 条 第 2 項)
⑤市町村への通知に係る記録(第 26 条)
⑥苦情の内容等の記録(第 36 条 第 2 項)
⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(第 37 条 第 2 項)
⑧身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 Rest Life と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

令和 3 年 2 月 1 日 第 1 版
令和 5 年 5 月 1 日 第 2 版
令和 6 年 6 月 1 日 第 3 版
令和 7 年 7 月 15 日 第 4 版

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、下記の重要事項について説明を行いました。

令和 年 月 日

説明責任者氏名

印

株式会社 Rest Life
代表取締役 安樂 剛
〒761-0302 香川県高松市上林町 541 番地 3
TEL:087-889-4747
FAX:087-889-4748

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、重要事項について説明を受けました。

利 用 者 住 所

利 用 者 氏 名

印

家 族 住 所

家 族 氏 名

印

利 用 者 と の 続 柄